

1 最低賃金は全ての人に適用されます

最低賃金は、常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わず、県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に適用されます。

しかし、一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがある労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

最低賃金の減額の特例許可を受けられる労働者は

- ① 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
 - ② 試用期間中の方
 - ③ 職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を受ける方のうちの一定の方
 - ④ 軽易な業務に従事する方
 - ⑤ 断続的労働に従事する方
- となっています。

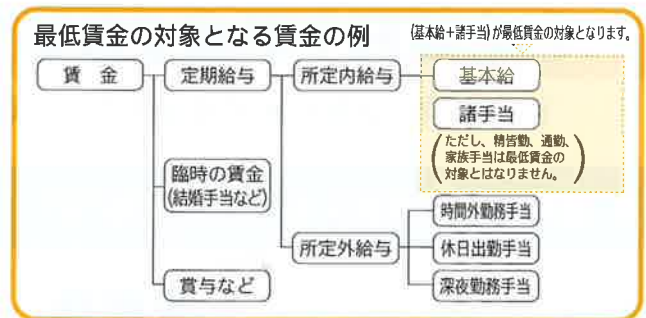
減額の特例許可を受けようとする使用者は、所定の様式による申請書2通を作成し、所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

2 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが、最低賃金の対象になります。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当



3 最低賃金額との比較方法

地域別最低賃金及び特定(産業別)最低賃金ともに、時間額のみが表示となっていますので、実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、

2に記載した最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

あなたの給料の支払われ方が、

- ① 時間給の場合
時間給 \geq 最低賃金額
- ② 日給の場合
日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額
- ③ ①、②以外(週給・月給等)の場合
賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金額と比較します。
(比較方法は右の計算例を参照)

月給制の場合の比較方法の例

徳島県で働く労働者Aさんは

- 所定労働時間は毎日8時間
 - 年間所定労働日数255日
 - 年間総所定労働時間
 $8\text{時間} \times 255\text{日} = 2040\text{時間}$
 - 月給109,800円
- で働いています。

■ 徳島県最低賃金は647円(時間額)ですので、

1. 月給制の場合は、次のような計算式を用いて比較します。

$$\frac{\text{月給額} \times 12\text{ヵ月}}{\text{年間総所定労働時間}} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

2. Aさんの場合、1.の計算式に当てはめると、

$$\frac{109,800\text{円} \times 12\text{ヵ月}}{2040\text{時間}} \approx 645.88\text{円} < 647\text{円}$$

したがって、この場合は最低賃金額を下回ることになります。